

○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の公表要領

(平成20年3月7日決定)

改正 平成25年 4月 1日

令和 8年 8月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約を行う場合の公表手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象となる事業)

第2条 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき随意契約の締結を予定している事業（以下「予定事業」という。）及び同規定に基づき随意契約を締結した事業（以下「締結事業」という）を公表の対象とする。

(公表事項)

第3条 公表事項は、予定事業にあつては事業の名称、契約内容、契約の相手方の選定基準、契約締結予定時期及び当該事業に係る予算を執行する課等（以下「事業担当課」という。）とし、締結事業にあつては事業の名称、契約内容、契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由、契約金額及び契約締結日とする。

(公表時期及び期間)

第4条 公表は、予定事業にあつては当該事業の予算成立後遅滞なく、締結事業にあつては契約締結後遅滞なく行うものとする。

2 予定事業について、特別な事情により前項の規定により難い場合は、契約締結日の7日前までに公表するものとする。

3 公表期間は、当該事業の契約締結日の属する年度の3月31日までとする。

(公表方法)

第5条 公表は、閲覧及び木更津市ホームページ掲載によるものとする。

2 公表は、予定事業にあつては別記第1号様式に準じた様式によるものとし、締結事業にあつ

ては別記第 2 号様式に準じた様式によるものとする。

3 前 2 項の閲覧は、次のとおり行うものとする。

- (1) 閲覧場所 木更津市役所総務部契約検査課
- (2) 閲覧日 木更津市の休日を定める条例（平成元年木更津市条例第 2 5 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く日
- (3) 閲覧時間 前 9 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（正午から午後 1 時までを除く）

附 則

この要領は、平成 2 0 年 3 月 7 日より施行する。

附 則（平成 2 5 年 4 月 1 日）

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 3 1 日）

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日より施行する。

別記 第1号様式（第5条第2項）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の締結予定 (年度)

番号	件名	契約内容	契約の相手方の選定基準	契約予定時期	備考	事業担当課

別記 第2号様式（第5条第2項）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の締結状況（ 年度）

番号	件名	契約内容	契約の相手方	契約の相手方とした理由	契約金額	契約日	事業担当課